

低炭素建築物新築等計画の認定基準への適合に係る技術的審査手数料

(税込)

建物種別	申請種別	面積区分(㎡) (計算対象床面積)	標準計算	仕様基準等※1
一戸建ての住宅	建物全体	100㎡未満	38,500	24,200
		100㎡以上 ～ 200㎡未満	42,900	28,600
		200㎡以上 ～ 500㎡未満	45,100	29,700
		500㎡以上	見積もり	見積もり
併用住宅	住戸部分		一戸建て住宅に準じる	
	非住宅部分		非住宅建築物に準じる	
	建物全体		一戸建て住宅＋非住宅建築物	
共同住宅等	住戸部分	1戸以上 ～ 10戸未満	基本料金64,900+1住戸あたり 5,500×対象住戸数	基本料金48,400+1住戸あたり 1,100×対象住戸数
		10戸以上 ～	基本料金96,800+1住戸あたり 2,200×対象住戸数	
	共用部分		非住宅建築物に準じる※2	
複合建築物	住戸部分		共同住宅等住戸部分に準じる※3	
	共用部分		非住宅建築物に準じる※2	
	非住宅部分		非住宅建築物に準じる	
	建物全体		共同住宅等住戸部分＋非住宅建築物	

建物種別	用途区分	面積区分(㎡) (計算対象床面積)	標準入力法等※4	モデル建物法※5
非住宅建築物	用途区分【1種】 ホテル 病院 集会所 福祉施設 等	100㎡未満	129,800	59,400
		100㎡以上 ～ 200㎡未満	167,200	77,000
		200㎡以上 ～ 300㎡未満	215,600	99,000
		300㎡以上 ～ 500㎡未満	279,400	127,600
		500㎡以上 ～ 1,000㎡未満	358,600	162,800
		1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	435,600	198,000
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	556,600	250,800
		5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	712,800	321,200
		10,000㎡以上 ～ 20,000㎡未満	910,800	411,400
		20,000㎡以上 ～ 40,000㎡未満	1,164,900	524,700
		40,000㎡以上	見積もり	見積もり
	用途区分【2種】 事務所 物販店舗 学校 講堂 幼稚園 飲食店 等	100㎡未満	92,400	41,800
		100㎡以上 ～ 200㎡未満	118,800	55,000
		200㎡以上 ～ 300㎡未満	151,800	70,400
		300㎡以上 ～ 500㎡未満	195,800	90,200
		500㎡以上 ～ 1,000㎡未満	251,900	114,400
		1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	305,800	138,600
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	391,600	178,200
		5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	499,400	226,600
		10,000㎡以上 ～ 20,000㎡未満	638,000	288,200
		20,000㎡以上 ～ 40,000㎡未満	816,200	367,400
		40,000㎡以上	見積もり	見積もり
	用途区分【3種】 工場 倉庫 等	100㎡未満	59,400	30,800
		100㎡以上 ～ 200㎡未満	77,000	35,200
		200㎡以上 ～ 300㎡未満	99,000	46,200
		300㎡以上 ～ 500㎡未満	127,600	59,400
		500㎡以上 ～ 1,000㎡未満	162,800	74,800
		1,000㎡以上 ～ 2,000㎡未満	198,000	90,200
		2,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	250,800	114,400
		5,000㎡以上 ～ 10,000㎡未満	321,200	145,200
		10,000㎡以上 ～ 20,000㎡未満	411,400	187,000
		20,000㎡以上 ～ 40,000㎡未満	525,800	237,600
		40,000㎡以上	見積もり	見積もり

- ※1 仕様基準等には「誘導仕様基準」、「たすき掛けルート（外皮：仕様基準 一次エネ：性能基準、外皮：性能基準 一次エネ：仕様基準）」も含みます。
- ※2 共用部分の料金用途区分は「用途区分【3種】」とします。
- ※3 住戸数が1である場合は「一戸建ての住宅」に準じるものとします。
- ※4 標準入力法には「主要室入力法」も含みます。
- ※5 モデル建物法法には「モデル建物法（小規模版）」も含みます。
- ※ 非住宅建築物で複数の建物用途の場合は、用途区分の【1種】、【2種】、【3種】それぞれの計算対象床面積の合計を比較し、最も大きい計算対象床面積（同一面積の場合は、【1種】、【2種】、【3種】の順）の用途区分とします。この場合、計算対象床面積区分は、その比較した全ての用途区分の合計床面積とします。
- ※ 適合証等の交付において、紙面での発行を行う場合の加算手数料は、申請1件につき2,200円（税込）とします。（ただし、令和8年3月31日までは申請1件につき1,100円（税込）とします。）
- ※ 適合証等を再交付する場合の料金は、申請1件につき1,100円(税込)とします。
- ※ 共同住宅等において、一つの建築物で性能基準と仕様基準等が混在する場合は、基本料金は標準料金の金額とし、住戸ごとの手数料はそれぞれの計算方法に準じた金額とします。

1. 評価料金を増減額するための要件

- (1) 変更申請の場合は、上記手数料額の1/2の金額とします。ただし、建物種別や用途、規模等の変更であって、手数料区分が変わる変更や大部分が再審査となる場合は一端取下げのうえ、再申請（新規手数料）とします。なお、当センター以外(他の機関等)で評価等を行っている場合の変更申請も再申請（新規手数料）とします。
- (2) 下記の物との併願申請であって、かつ、審査項目及び計算結果が同一である場合は、主たる申請となるものを除き、11,000円（税込）とします。

1）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条、第12条、第27条、第30条の申請

2）住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る設計住宅性能評価の申請

3）適合証明業務（フラット35）の申請

4）長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る長期使用構造等確認の申請
- (3) 地域の実情とうによる場合、又は継続して多量の取引が見込める場合、若しくは業務の効率化が見込める場合においては、当該手数料の額を超えない範囲で減額する事ができます。この場合において、減額する額については、理事長が決定するものとします。

2. 評価料金の収納方法

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程及び同約款を参照ください。

用途区分の【１種】、【２種】、【３種】の表

申請対象となる建築物又は部分の用途区分コード（確認申請書第四面に記載する用途）により以下の分類とします。

分類	用途区分 コード	計算の対象となる建築物の確認申請書（第四面）に記載される用途
【１種】	08140	図書館その他これに類するもの
	08150	博物館その他これに類するもの
	08152	美術館その他これに類するもの
	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
	08190	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）
	08192	助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）
	08210	児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）
	08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
	08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
	08260	病院
	08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場
	08380	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）
	08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 その他これらに類するもの 又はカラオケボックスその他これに類するもの
	08400	ホテル又は旅館
	08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
	08530	劇場、映画館又は演芸場
	08540	観覧場
	08550	公会堂又は集会場
	08560	展示場
	08590	ダンスホール
	08600	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する 客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗そ の他これらに類するもの
	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
	08070	幼稚園
	08080	小学校
	08082	義務教育学校
	08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
	08100	特別支援学校
	08110	大学又は高等専門学校
	08120	専修学校
	08130	各種学校
	08132	幼保連携型認定こども園
	08180	保育所その他これに類するもの
	08220	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）
	08270	巡査派出所
	08280	公衆電話所
	08290	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）
	08300	地方公共団体の支庁又は支所
	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの
	08410	自動車教習所
	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる 写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園 住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の 販売を主たる目的とするものを除く。）

【２種】	08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農作物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）
	08452	食堂又は喫茶店
	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農作物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
	08470	事務所
	08570	料理店
	08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
	08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
【３種】	08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家
	08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
	08350	自動車修理工場
	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	08420	畜舎
	08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
	08490	自動車車庫
	08500	自転車駐車場
	08510	倉庫業を営む倉庫
	08520	倉庫業を営まない倉庫
	08610	卸売市場
	08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
	08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
	08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの

「08990 その他」の場合、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて以下の通り分類します。

分類	モデル建物法を適用する場合に利用するモデル
【１種】	ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所
【２種】	事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店、クリニック
【３種】	工場